

学校において予防すべき感染症による出席停止手順

学校は、児童生徒等が集団生活を営む場であるため、感染症が発生した場合は、感染が拡大しやすく、教育活動に大きな影響を及ぼすことになります。そのため学校保健安全法では、感染症の予防のために出席停止（第19条）等の措置を講じることとされており、

対象となる感染症の種類、出席停止の期間の基準は、学校保健安全法施行規則（第18・第19条）に規定されているとおりです。

医師により、療養報告書に記載のある感染症と診断をされた場合は、以下のフローチャートに従い、対応をお願いします。

医師により、療養報告書に記載のある感染症と診断された



学校に連絡する



医師の指示のもと、必要期間療養する

※インフルエンザ・新型コロナウイルス感染症に関しては、検査キットによる判定も可。

※出席停止期間は、欠席扱いにはなりません。

※療養が長引く場合は、再度医療機関を受診するようお願いします。



療養報告書を保護者が記入して、登校再開時に学校へ提出する

<留意事項>

- ①医師により登校前に再診が指示されている場合は、病院を受診してから登校するようお願いします。
- ②インフルエンザ・新型コロナウイルス感染症については、「療養報告書」のチェック項目をよく確認し、全ての項目が満たされてからの登校をお願いします。
- ③登校許可の証明は、医療機関が発行した書類でも構いませんが、その場合は文書料が発生することもありますのでご注意ください。
- ④「療養報告書」は本校ホームページの「本校保護者向け」ページからダウンロード印刷してお使いください。学校からお渡しすることもできます。